

## THANKS(サンクス)運動幹事会 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「THANKS (サンクス) 運動推進会議設置要項」第3条第2項に基づき設置する、THANKS (サンクス) 運動幹事会(以下、「幹事会」という。)に関する事項について定める。

(役割)

第2条 幹事会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 実施要綱における運動内容の取り組みに関する事項
- (2) 運動の計画の進捗に関する事項
- (3) 推進会議に付議すべき事項
- (4) その他、運動の推進に関する事項

(組織)

第3条 幹事会は、各推進団体の実務者級の役職員による幹事によって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長1名を置き、県社協役員をもって充てる。
- (2) 副幹事長は2名置き、沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会及び沖縄県共同募金会の役員をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 幹事長は幹事会の仕事総括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その仕事を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、県社協事務局長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事がやむを得ない理由により幹事会の会議に出席できないときは、推進団体の関係者を代理人として出席させることができる。
- 3 幹事長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 幹事会の事務局は、県社協地域福祉部に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要項は、平成29年11月17日から施行する。